

年会費徴収ガイドライン

（目的）

第 1 条 年会費徴収ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、建設技術共創・実装フォーラム規約（以下「本会規約」という。）第 7 条の規定に基づき、同第 5 条に定める「建設技術共創・実装フォーラム」（以下「本会」という。）の会員が負担する年会費の取扱いについて定めるものである。

（年会費）

第 2 条 本会が会員より徴収する年会費は、会員区分に従い以下の金額とする。

法人会員：15万円

個人会員： 1 万円

（納入）

第 3 条 年会費は、会員が請求書受領後 1 か月以内に、本会が指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。なお、振込みに要する費用は、会員の負担とする。

（途中入会）

第 4 条 会員が、本会規約第 57 条に定める事業年度の途中で入会する場合であっても、本ガイドライン第2条に規定する年会費の全額を納入するものとする。

（不返還）

第 5 条 会員が事業年度の途中で退会する場合であっても、既に納入された年会費の返還は行わないものとする。

（改正）

第 6 条 本ガイドラインの改正は、幹事会の議決を経て行うものとする。

（その他）

第 7 条 本ガイドラインに記載のない事項及びその解釈に疑義が生じた事項（以下「疑義事項等」という。）に関しては、会員が幹事会に対して疑義事項等の申立てを行い、幹事会において疑義事項等を協議のうえ解決を図るものとする。